

奈良県告示第八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成三十年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び

実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 前川 英樹

住所 大阪市天王寺区上本町六丁目九番七一四〇二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。